

営利企業への従事等の制限に関する規則

平成11年7月1日

規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、営利企業への従事等の制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(制限される地位)

第2条 法第38条第1項の規則で定める地位は、次に掲げるものとする。

- (1) 顧問
- (2) 相談役
- (3) 評議員
- (4) 参与
- (5) その他前各号に掲げるものに準ずる地位

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて許可することができる。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他公務員として妥当でないと認められる場合

附 則

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。